

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380132

研究課題名(和文) 現代契約条項の法学・言語学的考察～英文契約書との対比を通して～

研究課題名(英文) Legal and Linguistic Perspectives on Modern Contract Clauses

研究代表者

松嶋 隆弘 (MATSUSHIMA, Takahiro)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：20287569

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は和文契約書における契約条項と英文契約書における契約条項の間に見られる違いを、法学的のみならず言語学的に、比較検討しようとするものである。両者の契約条項の間には、大きな隔りがある。それを言語学者との共働により解明しようとする試みである。本研究途中で、契約を規律する民法につき大改正があり(債権法改正)、それへのキャッチアップが、本研究にとって必須の課題となった。加えて、研究の進捗に伴い、条項の意味を正確に理解するためには、契約を実現する裁判手続や手続法へも目配りが必要であることが分かり、これも本研究の追加的課題となった。

研究成果の概要(英文)：This research project, titled as "Legal and Linguistic Perspectives on Modern Contract Clauses", has three issues. The first is what is the main difference between Japanese contract clauses (mainly modern clauses) and English counterparts. The second is to find out the legal and linguistic reasons to come out such distinction. With the progress its reserch, it has been clear "the third" issue must be considered; how and what extent contract clauses are influenced from the civil procedure & civil justice system.

研究分野：商法学

キーワード：英文契約書 要件事実 裁判 契約条項

1. 研究開始当初の背景

本研究は、契約条項に関する法学及び法言語学的研究を止揚しようとするものである。本研究の直接のきっかけとなったのは、研究代表者が、(1) . 英語学者と共著で、英文契約書の完全合意条項に関し、法学的検討を行ったこと(松嶋隆弘=熊木秀行「完全合意条項に関する一考察：法言語比較の立場から」政経研究第49巻3号(2013年)670頁~653頁、(2) . 和文契約書、英文契約書の各法務につき、相次いで共編著を刊行したこと(前者につき、植草宏一=松嶋隆弘編『契約書作成の基礎と実践~紛争予防のために』(2012年、青林書院) 後者につき、杉浦保友=菅原貴与志=松嶋隆弘編著『英文契約書の法実務-ドラフティング技法と解説-』(2012年、三協法規出版株式会社))である。

研究代表者は、これらの経験に鑑み、(2) . における和文契約書と英文契約書の間に見られる著しい違いを、単なる法実務的観点からだけでなく、より理論的に分析する必要があるに至った。そして、かかる分析に当たっては、法律学的観点からだけでなく、言語学的観点からの分析が必須であり、これらの間に「横串」を通すことにより、研究上の相乗効果(シナジー)や新たな分析視覚が生まれるのではないかと思うに至った。これが、本研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

(1) . 本研究は、当初「近時我が国の契約書に頻繁にみられるようになってきた各種条項につき、母法における沿革、現代的機能と規制態様に立ち入って比較法の観点から分析しつつ、その法的意味、要件事実上の問題を解明し、加えて言語学上の知見をも応用し、新たなドラフティング技法の提言までを行う」ことを目標としていた。

その後、本研究の進捗につれて、新たな課題が生じることになり、それへの対応が迫られることになった。

(2) . 1つは、契約条項が明示的・黙示的に前提とする民法につき、大幅な改正がなされたことである(いわゆる債権法改正)。内容の改正は当然のことながら、証明責任や要件事実にも、契約条項に影響を与えざるを得ない。

(3) . もう1つは、本研究の進捗につれ、単なる和文と英文の契約条項の対比や実体法規程との比較だけではなく、手続法にも目を向けることが必須であることが明らかとなった。

そこで、本研究に際しては、これらについても、研究の対象とされることになった。

3. 研究の方法

(1) . 本研究においては、前記の新たな課題への対応が試みられた。まず、債権法改正については、研究代表者が、債権法改正につき解説書を共編著として上梓し、その中において、要件事実についても記述を試みるとともに、同書中に研究分担者の一部の者へ加入していただくことにした(小賀野晶一=松嶋隆弘

編『民法(債権法)改正の概要と要件事実』(2017年、三協法規出版株式会社))。また、手続法については、研究代表者が、主張書面と手続法との接点に関し、新たに書籍を共編著として上梓し、その中に研究分担者の一部の者に参加いただくことにした(植草宏一=松嶋隆弘=大坪和敏編著『訴状・答弁書・準備書面作成の基礎と実践-規範的要件の主張の要領-』(2015年、青林書院)。これらの機会を通じて、新たな課題について、共同研究者の間に、認識の共有化が図られることになった。

(2) . また、比較法的研究に際しては(これは、前記の手続法への配慮とも関連するのだが)、研究代表者が率先垂範すべく、英国での調査研究及び実務家との意見交換(学会報告に先立ち、東京弁護士会・民事訴訟問題等特別委員会において、報告を行い、実務家の意見吸収に勤めた。)に基づき、英国の民事裁判につき調査の上、学会報告を行うことにした(松嶋隆弘「イギリスの民事裁判~EU法、欧州人権条約の影響を中心に~」日本EU学会第37回研究大会(2016年11月27日、於一橋大学)。ただ、BRIXITという全く予想外の事態が生じ、これへの対応は、十分に行うことが出来なかった。

(3) . 共同研究者間のコミュニケーション方法についても一言する。本研究に当たっては、研究分担者間の緊密な連携が必須であるのみならず、実務家等との意見交換が不可欠である。

たまたま研究代表者は、自身が主宰する研究会(企業法実務研究会)、自身が幹事役を務める研究会(賠償・補償・保険法研究会、知財ビジネス研究会)において、研究分担者や他の実務家(弁護士、弁理士、税理士等)と緊密な連携をしている。本研究遂行に当たっては、かかる研究会における質疑が積極的に活用されている。

ちなみに、研究会の開催は、下記のとおりであった(上記研究会の合算)。

- ・2014年度 約3回
- ・2015年度 約3回
- ・2016年度 約5回
- ・2017年度 約8回

4. 研究成果

(1) . 和文契約書と英文契約書の異同

多くの和文契約書は、比較的簡素な構造であり、「隙間」が多い上、契約書中に、「誠実協議条項」のような、後日の当事者間の協議に契約内容の確定を委ねている条項を有している。いわば、性質上「不完備契約」であるといってよい。その上、契約の考慮が争われる裁判においては、時として、契約書の内容を補充・修正する趣旨で、契約内容と異なる「覚書」が現れることがある。それに対し、英文契約書においては、全てを網羅し尽くすという発想で、条項が設けられ、条項中には、「完全合意条項」のように、後日の「覚書」の登場可能性を封じ、契約の「完備性」を期

そうとするところに特徴がある。

しかしながら、英文契約書の世界においても、契約の経緯等を解釈に反映させるべく、工夫がなされることがある。例えば、契約書の前文において、契約締結に至る経緯を、規範的意味を持つ助動詞(shall 等)を用いずに書き、後日の解釈の役に供そうとする。この限度では、彼我の違いは相対化する。

(2) . 秘密保持条項について

本研究では、現代型契約の1つである秘密保持条項につき、不正競争防止法で規律する営業秘密(同法2条6項)や会社法の規制との関わりから、検討を行った(後掲の論文)。その結果、営業秘密の管理性の要件を具備するために、秘密保持契約の締結が有用であること、当該契約締結を要素とする管理性要件の具備が、会社法の内部統制システム(特に情報の統制)にも影響を与えうることが示された。

(3) . 契約条項と裁判手続との関係

既に、民商法等の実定法の各条文の規定が、主張責任・証明責任(これらが常に一致するというのが、実務の通説である。)の分配に影響を与えることは、つとに知られている(法律要件分類説)。本研究は、それを超え、個々の契約条項が裁判手続と密接な関わりがあること、逆にいえば、契約条項のドラフティングに際しては、裁判手続を意識することが必要であることを、個々の規定に則して、検討を行った。その成果は、準備書面など裁判における主張書面のドラフティング技法に関する書物の刊行という形で結実した(後掲図書)。

ただ、前述のとおり、本研究期間中に生じた債権法改正に対応することを迫られ、債権法改正の帰趨がなかなか明確にならなかったところから、債権法改正に関する概説書を上梓するにとどまった(後掲図書)。

(4) . 比較法的検討

主張書面のドラフティングという視点から、海外、特に英国の状況を検討した。その結果、単なるスケルトン(手控)は別にして、そもそも主張書面なる概念が存在しないということに気がつき、裁判制度全体を概観する必要が生じた(後掲学会発表)。その結果、次の2つを指摘したい。

第1に、日本法においては、訴訟の題材である主張及び証拠の提出は当事者の権能かつ責任としつつ(前者につき処分権主義、後者につき弁論主義)、手続の進行については、裁判所の職権主義を旨としており、日本法の目からすると、イギリスの民事裁判手続の改正は、行き過ぎた当事者主義の是正と映る。ただ、訴訟を最後の手段とし、訴訟提起前の事前交渉を義務付ける際に、日本においては、訴訟提起後の弁論準備手続における争点整理や和解勧誘に相応するものまで、当事者の「権能かつ責任」とされている点は、やや驚きである。

第2に、実質的正義から配分的正義への正

義概念が移行するとともに、効率性だけでなく公平性が前面に出て、かつ、「他の事件との関係における」公平まで前面に出して強調されている点が、興味深く思われる。特に、日本法の下であれば、単なる「審理の促進」で済ませられてしまうところが、あくまでも当事者の権利のサイドから、議論が組み立てられている。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計16件)

松嶋隆弘「事業承継の観点からみた相続法改正」桜門論叢 96 巻(2018年)335~348頁(査読有り)

萬澤陽子「米国の投資会社法上の「重大な信託濫用」(“ gross abuse of trust”)と「信託義務違反」(breach of fiduciary duty) -----投資会社における利益相反的行為に関する責任」樋口範雄=佐久間毅編著『現代の信託法 アメリカと日本(仮)』(弘文堂)(2018年、掲載確定)(査読なし)

萬澤陽子「米国における投資助言業者(Investment Adviser)の負う信託義務」金融商品取引法研究会編『金融商品取引法制に関する諸問題 下』(日本証券経済研究所)(2018年、掲載確定)(査読なし)

萬澤陽子「元引受証券会社の損害賠償責任(東京地判平成28年12月20日)」平成29年度重要判例解説(ジュリスト1518号)(2018年)116-117頁(査読なし)

熊木秀行, English Expressions in Conditions of Carriage: International Cargo vs. International Passenger and Baggage 法と言語 第4号(2018年、掲載確定)(査読有り)

松嶋隆弘「仮想通貨に関する法的諸問題~近時の裁判例を素材として~」税理 60 巻14号(2017年)2~9頁(査読なし)

松嶋隆弘「会社法からの「営業秘密」管理への接近」IPジャーナル 3号(2017年、一般財団法人知的財産教育研究財団)32~39頁(査読なし)

松嶋隆弘「モンリオール条約35条の提訴期間の制限の法的性質 裁判例の検討を中心に」『現代商事法の諸問題 岸田雅雄先生古稀記念論文集』(2016年、成文堂)983~1000頁(査読なし)

松嶋隆弘「譲渡制限株式の価格決定に関する決定例の検討~広島地決平成21年4月22日金判1320号49頁及び東京地決平成26年9月26日金判1463号44頁を素材として~」丸山秀平=中島弘雅=南保勝美=福島洋尚編『企業法学の論理と体系-永井和之先生古稀記念論文集』(2016年、中央経済社)891~917頁(査読なし)(査読有り)

熊木秀行, Proposal for Practical Applications of Test of Legal English Skills (TOLES) 日本実用英語学会論叢 22号(pp. 1-13) (2016年)(査読有り)

熊木秀行「法言語比較から見る完全合意条項の意義とその英語表現」法と言語 第3号

(pp. 69-84) (2015年3月) (査読有り)

大久保拓也「監査報告等の法定備置書類の提供不備と株主総会決議取消の認容(東京地判平成27年10月28日判例時報2313号109頁・LEX/DB25532849)」『新・判例解説 Watch』法学セミナー増刊21(2017年)125-128頁(査読なし)

金澤大祐「公開買付後に全部取得条項付種類株式を用いたキャッシュアウトを行う場合の取得価格」税務事例49巻8号(2017年)87-91頁(査読有り)

平裕介「国税徴収法79号1項2号の無益差押えによる差押解除義務が否定された事例」税務事例49巻4号(2017年)58-65頁(査読有り)

平裕介「君が代起立斉唱命令違反を理由とする教員に対する懲戒停職処分の裁量統制」自治研究93巻6号(2017年)123-135頁(査読有り)

萬澤陽子「スチュワードシップ責任と受託者責任 英米における考え方の比較の試み」旬刊商事法務2070号(2015年)23-33頁

〔学会発表〕(計2件)

松嶋隆弘「イギリスの民事裁判～EU法、欧州人権条約の影響を中心に～」日本EU学会第37回研究大会(2016年11月27日、於一橋大学)

金澤大祐「イギリスにおける取締役の債権者に対する責任」比較法学会第80回総会(2017年6月3日、於明治大学)

〔図書〕(計2件)

小賀野晶一 = 松嶋隆弘編『民法(債権法)改正の概要と要件事実』(2017年8月、三協法規出版株式会社、全496頁)

植草宏一 = 松嶋隆弘 = 大坪和敏編著『訴状・答弁書・準備書面作成の基礎と実践-規範的要件の主張の要領-』(2015年8月、青林書院、全388頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松嶋隆弘(MATSUSHIMA Takahiro)

研究者番号: 20287569

日本大学・法学部・教授

(2) 研究分担者

大久保拓也(OOKUBO Takuya)

研究者番号: 90333103

日本大学・法学部・教授

(3) 研究分担者

金澤大祐(KANAZAWA Daisuke)

研究者番号: 10648504

日本大学・法務研究科・助教

(4) 研究分担者

熊木秀行(KUMAKI Hideyuki)

研究者番号: 20609432

日本大学・国際関係学部・助教

(5) 研究分担者

平裕介(TAIRA Yuusuke)

研究者番号: 30648506

日本大学・法務研究科・助教

(6) 研究分担者

工藤聡一(KUDOU Souichi)

研究者番号: 40337126

日本大学・危機管理学部・教授

(7) 研究分担者

萬澤陽子(MANZAWA Youko)

研究者番号: 50434204

専修大学・法学部・准教授